

第 20 回人口・社会統計部会 議事録

- 1 日 時 平成 21 年 12 月 21 日（月） 13:00～15:00
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 阿藤部会長、津谷部会長代理、安部委員、岩崎専門委員、玄田専門委員、橋本専門委員、審議協力者（文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県）、事務局（乾内閣府統計委員会担当室調査、浜東総務省調査官他）、調査実施者（上田国民生活基礎調査室長他）
- 4 議 題 国民生活基礎調査の変更について

5 議事録

阿藤部会長 それでは、皆さんおそろいですので、ただ今から第 20 回人口・社会統計部会を開会いたします。

本日は、11 月 30 日の前回部会に引き続いて、国民生活基礎調査の変更についての審議を行います。具体的には、これまでの部会審議の結果を踏まえて、私の方で整理した答申案について御検討をお願いしたいと思います。

審議に入ります前に、前回及び前々回に欠席されました玄田専門委員に自己紹介をお願いいたします。

玄田専門委員 東京大学の玄田と申します。前回、前々回と欠席して失礼しました。よろしく申し上げます。

阿藤部会長 本日は嶋崎専門委員が御欠席です。

それでは、本日の配付資料について、浜東調査官に説明をお願いします。

総務省浜東調査官 配付資料について説明させていただきます。

資料 1 として、前回の第 19 回人口・社会統計部会の結果概要を付けております。これについては、18 日の統計委員会において、部会長代理である津谷委員から報告いただいております。この資料は事前にお送りしておりますので、内容の説明は省略させていただきます。

資料 2 として、世帯票の変更案を付けております。

資料 3 として、本日のメインのテーマであります「諮問第 21 号の答申 国民生活基礎調査の変更について（案）」を付けております。

阿藤部会長 ありがとうございます。

前回部会の結果概要につきましては、既に御一読いただいているものですが、今の内容のままでよろしいでしょうか。特に御異議がないようでしたら、この内容で整理させてい

たきます。

それでは、審議に入らせていただきます。

本日の部会では、主に答申案の審議を行いますが、答申案の審議に入る前に一点お諮りしたいことがあります。前回、前々回と世帯票の質問2について御議論いただき、説明文の用語を「同居していない」ではなく、「現在は世帯を離れている」とすることで決着しましたが、その後、審査部局である総務省から、質問2の関係で報告者に誤解が生じないようにするため、更に修文してはどうかという提案がありました。いったん結論が出た話を蒸し返すようで申し訳ありませんが、私としても、報告者が設問の意図を正しく理解した上で回答できるようにするための修文であるならば検討する必要があると考えますので、御意見を頂ければと思います。

それでは、総務省から提案があった変更案が資料2としてまとめられていますので、部会事務局としてではなく、審査部局としての立場で、総務省の浜東調査官から説明をお願いします。

総務省浜東調査官 申し訳ありません。答申案の審議だけでも時間がタイトですが、追加で提案させていただきます。よろしく願いいたします。

資料2として付けているものですが、事前に皆様にお送りしたのから若干変わっております。

これまでの部会で、「同居していない」と「別居している」とはどう違うのかという点に関し御議論いただきました。その議論の結果、この質問2で把握しようとしている者の範囲については、「本来であれば世帯の構成員であったはずの者だが現在は世帯を離れている」という概念で整理され、その旨が説明文で読めるように修文がされたかと思いますが、世帯票の冒頭に記載されている世帯や世帯員についての定義との関係で、まだ誤解が生じるおそれがあると考え、今回、変更案を提示させていただいております。

具体的に御説明しますと、まず大前提である世帯の定義、「ふだん住居と生計を共にしている人々（世帯員）の集まりをいいます。」は変更ありません。その下、世帯員について、従来は、「世帯員には、旅行などで一時的（3か月以内）に自宅を離れている人や船員など就業場所を移動する人も含みます。」という用語になっていましたが、この「旅行などで一時的（3か月以内）に自宅を離れている人」の中に、例えば、老人福祉施設に入っている人も3か月以内であれば含まれるという誤解をされるのではなかろうかということで、「旅行や出張などで」と例示を増やしました。これは、老人福祉施設や社会福祉施設に入っている者は除くという意味合いを出したいということです。

その下の入院に関する説明ですが、従来の「入院等をしている人も含みますが、住民登録を施設に移している人は除きます。」だと、「入院等」の「等」や「施設」という言葉から、老人福祉施設や社会福祉施設の入所者も住民登録を移していない限り含まれると誤解されるおそれがありますので、ここについても、「病院に入院している人」、「住民登録を病院に移している人」に変更してはどうかと考えております。

次に質問1ですが、ここは、下の質問2の用語の変更に伴って、「共にされている方」を、「共にしている方」に変更しただけです。

それから、質問2ですが、現状では、変更前の方にありますように、「単身赴任などで現在は世帯を離れている方の有無について」となっておりますが、ここを直近までは世帯員であったということがより明確になるように表現を変えてはどうかと考えております。具体的には、「現在は、単身赴任などで世帯を離れているが、その前は、一緒にお住まいで生計を共にしていた方」という形で、「その前」という用語で、直近までは一緒であったということを確認したいと考えております。

このように変更することが適切かどうか、御意見を頂ければと思います。

阿藤部会長 ありがとうございます。

ということで、審査部局から、定義の明確化といった指摘があり、それを文案にしたものですが、御意見・御質問があればお願いします。

津谷委員 実は、その問題については、先日少しお話ししたので、「その前」、「直近まで」は、期間をきちんと切った方が、回答者の方は回答が楽です。ただ、そうすると、今度は、その時期だけになってしまうという問題が生じまして、どうしても仕方がないと。そのときに、どういう表現にするのか、「最近」にするのかなど、いろいろなことをそこで思いつくままに申したのですが、「その前」にするしかないのかなと。「その前」とはいつかと言われたらどうするのかなど思ったりもしましたが、ここは突っ込みだと切りがない。今回、こういうふうに人数も聞きますので、これはきちんとしなければいけないと思いながらも、例えばインタビュアーが聞き取る形であればいいのですが、これは自計ですので、どうしても限界があるかなと。

私は、「最近」よりも「その前」、「その前」はいつかということは不問に付すという感じで今回は対応するしかないのかなと。以前は一緒に同じ屋根の下で生計を共にしていたということがないと、この質問自体の意味がなくなってしまうということで、窮余の対応策としてやむを得ないかなと。これ以上のいい表現があれば、皆様のアイデアを伺えればと思います。

阿藤部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

岩崎専門委員 「施設」を「病院」に変えられていますが、それは、下を見ると、施設は入っているということですか。

総務省浜東調査官 冒頭の定義で「施設」という言葉にすると、社会福祉施設や老人福祉施設の入所者も住民登録をその施設に移していなければ、世帯員に含まれるという誤解が生じるのではないかとということで、ここは「病院」に限定した表現をとらせていただきたいと思います。

橋本専門委員 私は、こういう世帯や家族が専門ではないのですが、前回の議論を記憶している範囲では、問題になったのは、物理的なスペースに同居していたか否かという問

題と、あと、社会的若しくは経済的な形で単一体として動いている、動いていないということとをどう区別できるのかといったところで、非常に難しいねという話になったと記憶しています。

今回の質問2の方、「世帯を離れているが」はスペーシャルな話だと存じます。「その前は、一緒にお住まいで生計を共にしていた」は、以前はスペーシャルと一緒に住んでいて、かつ生計を共にしていたということですので、これは、現在、生計を共にしているか否かは問うていないという意味に考えてよろしいでしょうか。単身赴任とか、特に学業のために世帯を離れている場合は生計を一にしている可能性が高いと思うので、その点を教えていただけますか。

総務省浜東調査官 今、橋本専門委員がおっしゃったとおり、前回までの部会では、このところが議論されました。今回の変更案では、現在の生計のつながりについて条件を付けていませんが、これは、例えば、老人福祉施設に移動したけれども、年金等の収入で生計を賄っている場合、その方を、生計関係が解除されたからということで「現在世帯を離れている方」の対象から離してしまうと、直近までは同一世帯の構成員であった者が、そこを離れたという状態が把握できなくなってしまうと考えたためです。単身赴任をとっても、共働きで、単身赴任した者も残っている者も、お互いに依存せずに生計を立てている場合、その人たちが今回の問いから外れてしまうのではなかろうかと。そこで、あえてここでは、世帯を離れた者が生計を一にしているのか、別にしていないのかは問わないという形で整理させていただいております。

津谷委員 私の解釈に間違いがあればお許しいただきたいのですが、世帯票というのは、定義として、まず一つ屋根の下に物理的に一緒に住んでいることと、家計、生計を共有しているというこの2つの経済的及び物理的なもので提携されていることが大前提と。ただし、その場合に、今、そこからのボーダーラインのようなケースが出てきて、その前は住居と生計が同一であるけれども、今は以下のような事情で世帯を離れているというこの質問を、人数まで聞いて今回尋ねると一つの狙いは、実は、経済的なリソースのエクステンションがどれくらいあるのか、ディペンデンスも含めて。あともう一つは、人間のマンパワー、それは離れてしまうとだめですが、それなりに交流というかインターアクションがあるわけで、特にお金の方が、今回は大事だということを、前回もほかの委員の方からも御指摘があったのですが、そうやってきたときに、別々に住んでいる、一時、今は世帯を離れているというテンポラリーな人を恐らくここでは把握したくて、結婚をしまつて、新しい家を構えて、離婚すれば別ですが、帰ってくる見込みが余りない、もう別の家になった人をここで聞くわけではなくて、例えば単身赴任とか、学業のために学校へ行って仕送りをしていると。その後、卒業して別のところに住んでしまつて、結婚してしまうかもしれませんが、現在の時点では、それなりにリソースプーリングの一つの人間の集団としての、たとえ物理的に離れていても、そこを取りたいということではあるのではないかと。交流も含めてどれくらい会うのかということも、恐らく、介護の、これから

どうするか知りませんが、必要なと思いました。

ただ、そうなってくると、さっき言いましたように、それまでということの意味と同時に、お金のことはどうなるのか。確かに、所得票で聞いているわけですから、そうはそう
で、ただ、今現在、世帯を離れている、恐らく一時的に。少なくとも見込みとしては一時的に。その人がどれくらい収入があるのかということまで本当はとらまえばいいのですが、例えば学業のために世帯を離れている子どもが、どれくらいアルバイトをしてお金を稼いでいるかとか、それが今回の所得票できちんとつかまえられるのかということまで考えると、これはとても無理ですので、そこは大変すみませんが、目をつむるしかないのか。そうでないと、恐らく、ほかの質問をやめてそれに差し替えることも必要になってくるのかと思ひまして、決して蒸し返すわけではなくて、これを行うということに決まりましたので私は構わないのですが。ただ、この人数だけでいいのですかと言ったのは、いろいろなことを考えると派生してきまして、完璧に、ある意味で家族間のネットワークの情報を全部つかまえずにこれを聞いて、前は分からなかったことが分かったら、それでいいのかもしれないけれども、将来的にこのネットワークの情報は大変つかまえるににくいもので、聞かれた本人から聞くのであればいいですけど、これは世帯ですので、世帯全員をきちんと網羅するのは、自計でこういう方向だとなかなか難しいように思います。

きちんとした解決策がなく、すみません。

阿藤部会長 橋本専門委員、いかがでしょうか。

橋本専門委員 今、津谷委員がおっしゃったように、難しいことと存じましたので、単に、前回から比べて、これに変えることでどういうメリットがあるのかさえ明確であれば、前のものも限界を持っているし、今回のものも同じ限界を、共通整理の結果あるけれども、これを変えたことが、こうすることで少しベターであるという理由さえ明確であれば。そうでないと、また統計の継続性の問題とのデメリットのバランスになると存じますので、その部分さえ明確であれば、委員会の方に上げた際に御納得いただきやすいかなと思っただけです。

総務省浜東調査官 統計の連続性ということと言いますと、経済的つながりということ
を条件にしない方が、ターゲットとしては連続性があると考えております。

阿藤部会長 ということで、時点もそうですが、厳密にこれをどう切り分けるかはなかなか難しいので、例えば単身赴任や学業の場合はイメージがつかみやすいですが、それも、橋本専門委員がおっしゃるように、学業だって、アルバイトなどでお金儲けしている学生もいたりいろいろですので、そうなる、特に例外的な事例を考えると難しいのですが、一応、生計だけには特化していないということですね。1から5に該当する者との交流を人数的に捉えるということでのこのような形にするということ、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 ありがとうございます。

東京都 すみません、東京都ですが、資料2の世帯票に関して、変更箇所以外のところ

で意見があるのですが、よろしいでしょうか。

阿藤部会長 はい。

東京都 この世帯票の頭のところで、注意書きで世帯に関する定義がいろいろ書かれています。このところに、質問2の1と2、「単身赴任で世帯を離れている者がいる」、「学業のため世帯を離れている者がいる」というのを、冒頭の注意書きのところに、世帯員から除くということを明確にしていただければと思います。現実問題として、単身赴任で離れているとか学業のために世帯を離れているということがケースとして多いので、冒頭のところで、回答者に対して注意を喚起する意味で、ここに記載していただくと大変ありがたいと思っております。

阿藤部会長 ありがとうございます。

実査の観点から見ると、多く出てくるであろうケースを冒頭で明確にしておくという御提案ですが、委員の方々は、いかがですか。

安部委員 私は、調査を実施するに当たってそちらがいいということでしたら、是非入れていただくといいのではないかと思います。

津谷委員 もちろん、それが大事だと思いますが、質問1の質問文の最後で、単身赴任で世帯を離れている方、学業のために世帯を離れている方は除きますということを書いた方が望ましいという御指摘でしょうか。そうではなくて、前書きですか。

東京都 前書きです。質問2の中で、右側の 印のところですが、ここで確かに「1～5に該当する方は、この調査の世帯員とはなりません」と書いてありますが、後で出てくるので、できれば、冒頭のところにその旨を記載していただければ、回答者としても最初にここではっきり分かりますので、スペースの関係もあろうかと思いますが、入れていただければ調査をする側としても大変ありがたいという趣旨です。

阿藤部会長 これは、いかがでしょうか。

厚生労働省上田室長 スペースの関係もありますけれども、検討したいと思います。

東京都 よろしく願いいたします。

あと、資料2で、別添で「世帯票の質問1及び2で対象とする範囲」を資料としてお付けしていただいています。これもお願いですが、調査員向けの手引の中に、考え方が調査員ごとにばらばらにならないように掲載していただければ、これも大変ありがたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

阿藤部会長 それも厚生労働省の方で対応をよく検討してください。

厚生労働省上田室長 はい、分かりました。

玄田専門委員 今の点で、もし、この別添資料を記載上の注意等でお使いになる場合であれば、白塗りの部分ですか、「旅行(3か月超)」、「出張(3か月超)」とありますが、出張でも旅行でもないけど3か月以上離れている人がいる世帯は結構あるのではないのでしょうか。引きこもりでも、親との関係が完全に崩壊して一人で暮らしているケースなどもありますので、どこか、その他として入れるかどうか分かりませんが、これしかないかのよ

うな書き方にならないように、是非お気をつけたいと思います。

阿藤部会長 その点はいかがですか。

厚生労働省上田室長 すみません、玄田専門委員がおっしゃったのは、限定をするのではなくて、これに含まれない場合はどうするかということでしょうか。

玄田専門委員 そうです。そういうケースが、人口は分かりませんが、私の理解では相当数いるのではないかと思います。

厚生労働省上田室長 今まで私どもは、引きこもり等については、できるだけ触らないというのが正直な立場であって、そこは、お書きいただけるものはお書きいただきましょうということで、特段、「引きこもり」という文言は使ってまいりませんでした。

では、そののところでどうするか。例えば、引きこもってアパートの一室にずっと暮らしている、でも、お金は親元から送られているということであれば、今回のケースでは、「学業のため世帯を離れている」と整理されるのか、それとも、親御さんの方でどのようにお書きになるか分からないし、アパートに引きこもっている方のところに直に調査に行っても、多分、調査員にも会っていただけなくて、調査拒否という形で整理されてしまうのではないかとか、そのようにこぼれ落ちるケースはたくさんありますが、はっきり申し上げて、では、どのように拾えばいいかというところは、具体的に言うてしまうとかなり厳しいし、なかなか難しいのではないかと思います。

玄田専門委員 御発言にあった、触れないようにしているというのはやや誤解を招く発言だと思いますが、私が提案したいのは、「その他（3か月超）」があってもいいのではないかとこの提案です。是非御検討いただければと思います。

厚生労働省上田室長 分かりました。

阿藤部会長 質問2の選択肢6である「1～5の者はいない」の方に、今のままでは行ってしまうということでもいいのですか。

橋本専門委員 委員同士の質問で大変恐縮ですが、玄田専門委員の今の御説ですと、「3か月超（その他）」を入れて、それをここで言うところの白にするのか、青にするのか、どちらのイメージでおっしゃったのか教えていただけますか。

玄田専門委員 私としては、質問2は世帯を離れている人で、こういう特徴を持った人は何人いるかという聞き方と理解しています。離れている人全体を把握しているのではなくて、特にこの1から5に該当する人たちがいるかどうかという質問であると理解しておりますから、多分、この議論の中で、すべて世帯を離れている人の状況を把握するのであれば別の質問項目があり得ると思いますが、そうではないと思いますので、ここに加えてほしいという要求や要望というわけではありません。

阿藤部会長 ということは、特にこれを変える必要はないということですか。

玄田専門委員 私は、この赤で記された点以外の修正をお願いしているわけではなく、先ほど御発言のあった、もし、この別添2のような資料の説明を加えるのであれば、加える際に、迷われる世帯のケースが少なからず存在する可能性が多々あると思いますので、

その他のようなケースを含めて書き手に混乱が生じないように御配慮いただければという意味です。

津谷委員 すみません、玄田専門委員がおっしゃったのは、「旅行（3か月超）」、「出張（3か月超）」となっているところに、「その他（3か月超）」も入れて、それらは、質問2の6番の「1～5の者はいない」というふうにすると。そうでないと、例えば引きこもりが、学業のために世帯を離れている者と捉えられかねない、そういうことではないですか。

玄田専門委員 個人的には大変問題だと思っておりますが、この答申の趣旨と私の個人的な意見とは違うと思しますので、そこにどうしても加えるべきだということを現段階で主張しているつもりではありません。何度も繰り返すようですが、このどれにも該当しないケースがある方々について、混乱がないようになさる方がよろしいのではないかとということだけであります。

阿藤部会長 ということは、調査のマニュアルというか、説明をする方のそれにとということですか。

厚生労働省上田室長 調査担当者用のマニュアルがありますので、要するに、「世帯員」というのはこういうふうになっていて、質問1ではこの部分を捉えます、2ではこの部分を捉えます、全体像はこうなっていますというところの中に、その他で3か月を超える場合もありますという記載にはしたいと思えます。

阿藤部会長 ということで、手引の方で、3か月を超えるものについて、旅行や出張だけではないということを示してほしいということです。

それでは、東京都さんの、世帯票の質問1の前文のところ、単身赴任及び学業については、特に数が多いので、分かるようにしてはどうかということをお検討いただきたいということです。

今頂いた御意見に加えて、修正が必要と考えられる箇所について、私どもの方でしかるべく対応いたしますので、後は御一任いただくということでお願いいたします。

それでは、答申案についての審議に入ります。

答申案は資料3です。答申案は事前に皆様にお送りしておりますので、読み上げは省略させていただきます。

まず、答申案の構成について御説明いたします。答申は、前文の下に「1 承認の適否」、「2 理由等」及び「3 今後の課題」が続く構成になっております。「承認の適否」には、統計委員会として、この全体の承認を適当と考えるか否かの判断を記載しています。「2 理由等」には、その判断の理由や計画を修正すべき点を記載しています。「3 今後の課題」では、次回の大規模調査である平成25年の調査において対応することが必要と認められる事項を整理する形になっております。

最初の「1 承認の適否」につきましては、「2 理由等」の検討を行った後で、全体として確認させていただきたいと思しますので、まず、「理由等」を御覧ください。

「理由等」では、総務省の審査メモに基づきまして、本部会で審議した各論点について

判断の理由や計画を修正すべき点を記載しております。論点の順番は、前例などを踏まえて、総務省の審査メモにおける順番とは若干異なっています。また、論点の内容の軽重にかんがみて、総務省の審査メモにあった論点すべてを答申に記載しているわけではありませんので、御承知おきください。

では、「(1) 調査事項」の「ア 調査事項の追加」の「(ア) 学歴の追加」に参ります。平成22年の調査では、世帯票に、世帯員ごとに最終学歴または在学中の学校を新たに把握することとしております。これについては、これまでの審議で特段御異論がありませんでしたので適当としておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 それでは、これは了承とします。

それから、「(イ) 同居していない者の人数の追加」です。先ほど議論があったところですが、これにつきましては、事務局から説明をお願いします。

総務省浜東調査官 申し訳ありません。事前にお配りした答申案ですが、修正漏れがありまして、1ページの下から4行目、「『同居していない』という用語は、『現在は世帯を離れている』という用語に変更する必要がある」と答申案に書いておりますけれども、質問2で、質問文を変えましたので、このところを「『同居していない』という用語を適切な表現に改めるほか、単身赴任や社会福祉施設への入所等で世帯を離れている者として、計上されるべきものがより明確になるよう、調査票の説明を変更する必要がある。」という形にこの場で修正させていただければと思います。

阿藤部会長 「ただし、」以下ですね。

総務省浜東調査官 はい。

阿藤部会長 下から4行目、「『同居していない』という用語を適切な表現に改めるほか、」とし、「『現在は世帯を離れている』という用語に変更する必要がある」を削りまして、「単身赴任や社会福祉施設への入所等で」と続くということです。

よろしいですか。

(異議なし)

阿藤部会長 それでは、御了解いただいたということにいたします。

「(ウ) 健診後の特定保健指導等の状況の追加(健康票)」ですが、これについて、これまでの審議で特段の御異論がありませんでしたので、適当といたしますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

阿藤部会長 それでは、この点についても了承ということにさせていただきます。

「(エ) 子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績の追加(健康票)」については、これまでの審議で、調査票の設計に関して御意見がありましたので、前回の部会で御報告したとおり、記入漏れが生じないように、回答が必要な者を明記する必要があるということ

とでしたが、何か特に御意見がございますか。

よろしいですか。

(異議なし)

阿藤部会長 それでは、この部分について了承とさせていただきます。

それから、「(オ)児童手当等の追加(所得票)」です。これは、所得票において、児童手当等をその他の社会保障給付費から分離して、回答項目として独立させることにしております。これについては、これまでの審議で特段御異論がありませんでしたので適当としておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

阿藤部会長 それでは、了承とさせていただきます。

続きまして、「イ 調査事項の削除」です。「(ア)1日の平均の片道通勤時間を削除(世帯票)」については、審議の過程で特段御異論がありませんでしたので、適当としておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(異議なし)

阿藤部会長 それでは、了承とさせていただきます。

次に「(イ)世帯を別にしている子の人数の削除(世帯票)」ですが、これについても審議の過程で特段御異論がありませんでしたので、適当としておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 それでは、これも了承とさせていただきます。

以上で調査項目についての了解が得られましたので、続いて、「(2)調査方法」に移らせていただきます。

今回、所得票について、従来の他計方式から自計方式へ変更としております。これまでの審議で、自計方式化自体には特段御異論がありませんでしたが、回収方法に関して、回収率向上のために密封回収を検討すべきとの御意見が出されました。しかしながら、密封回収をすると、未記入や誤記入で集計不能となる調査票が大幅に増加することが予想されるということで、できる限り避けるべきであるという見解が厚生労働省から示されまして、その見解と同趣旨の御意見を委員からも頂戴しました。そういうわけで、当面は自計方式化の効果を見守ることにしまして、答申案では、この厚生労働省の計画で適当といたしております。

これについて、御意見はいかがでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 それでは、これについても了承とさせていただきます。

続きまして「(3)集計・公表」の「ア 集計事項」です。今回の調査では、集計事項の

追加及び削除を行うとしております。この答申案では、これについて適当と書いてありますが、何か御意見がございますか。

安部委員 前回の議論の後に、何か追加であれば連絡をとというお話でしたので、若干、厚生労働省の方と打ち合わせをさせていただきました。厚生労働省の方もマンパワーが足りなくて、いろいろな集計表を用意するのは難しいと。ですから、どうしても知りたいことがあるならば、研究者にデータの二次利用をしてもらいたいということでした。研究者はそれでいいのかなという気がしますが、その一方で、集計表を最大限活用してもらおうという視点からは、集計表の内容の充実も必要ではないかということを考えました。

今回、学歴が加わるということで幾つか集計表が増えており、平均所得を、例えばパート労働者の平均所得がいくらかということ報告する表が提案されていますが、その平均だけではなく、分布的な集計表の公表も検討できないかなと考えました。その理由は、有配偶女性のパート所得には 103 万円の壁と言われるものがあって、そこら辺に大きな集中が見られるということはよく知られております。私が行った共同研究で、マイクロデータの試行的使用を通じて全国消費実態調査の 2004 年のものを集計させていただいたときの結果があるのですが、そこでは、有配偶女性のうち、53 パーセントが雇用からの収入がゼロであり、16 パーセントくらいが 0 を超え 90 万円以下である。11 パーセントくらいが 90 万円から 130 万円の間である。残り 20 パーセントくらいが 130 万円を超えている。ですから、90 万円から 130 万円の間、実に 11 パーセントの有配偶女性が含まれているという、ものすごい集中があることになります。40 万円の間、それだけいるわけですから。

こうした実態が国民生活基礎調査の所得票のようなところから分かることは有用だと思います。と申しますのは、この全国消費実態調査では、私が知る限りでは、未婚者について同じ集計をすることができない。有配偶女性について集中しているという推論をするとき、何かを基準にし、その基準と比較して集中しているということを言うわけですから、未婚者と比べて有配偶ではこうなっているということを言うと、科学的・客観的な評価ができるわけです。それが、私が知る限り、全国消費実態調査では集計しにくいということなので、国民生活基礎調査のようなところで報告することもよいのではないかと考えました。

ただ、これも非常に御負担があることと、研究者の方で二次利用してくださいというお話もありますので、無理に、どうしても今から加えてくれということではありませんが、集計表にこうした所得の分布が分かるようなものが一つくらいあってもいいのではないかと考えた次第です。

以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。

津谷委員 所得というのは、当然ですが、すごく極端な値に引っ張られますので、当然、ノーマルディストリビューションにならず、また 0 のところにもある程度ある。どうしてもできないというなら、平均ではなくてメディアンの方がいいと思うことと、あとは、4

分位とか5分位とか、大きな表だけでいいですので、ディストリビューションくらい出してあげるといいと私もそう思います。マンパワーの問題はありますが、今はコンピュータでパッと出てまいりますので、そうなさった方が、いろいろな厚生対策もそうですが、生活保護などについても、これは世帯申告ですし、優遇性が高まる。みんなは無理だと思いますが、基本的な表だけでも、所得についてはディストリビューションが必要かなと私も思います。

阿藤部会長 厚生労働省、いかがでしょうか。

厚生労働省上田室長 分布につきましては、例えば表側を所得の階級にして、先ほど安部委員がおっしゃったように、何万円で切るかというところはあるでしょうけれども、90万円から130万円のところが11パーセントというのは、これはボリュームとしてはかなりあるということが全国消費実態調査から分かるのであれば、そういう区分を参照して分布を作ってもいいのかなと思います。

ただ、その場合、安部委員がおっしゃったのは、未婚者が全国消費実態調査においては集計できないということでしたので、そうしますと、配偶者の有無別で、世帯員の年間所得の分布を階級別に出すと。さらに、最初のところで学歴ということもおっしゃったかと思しますので、そうしますと、配偶者の有無と性別、学歴、それと所得の階級を分布させ、なおかつ、パート・アルバイト、正規就業の区別が分かった方がいいと。このような意味でよろしいでしょうか。

安部委員 そうですね。実は、この議論を余り長くしても申し訳ないのですが、全国消費実態調査では学歴は調査されていないので、これはある意味で、全国消費実態調査の難点です。非正規雇用者の女性の大卒は少ないと思いますので、年齢階級が88表というのが10歳階級になっていますが、もし年齢階級別では集計が難しいのであれば、年齢計でもいいのかなという感じがあります。私が申し上げたのは、88表が平均所得金額となっていて、これは世帯ではなくて個人の所得だと思いますが、有業者1人当たりということですので、ここを平均だけではなく、若干、その分布が分かるようなことをすると103万円の集中というのは、他の統計データで確認することが簡単ではないので、この調査で行うことはいいのかなと考えた次第です。

阿藤部会長 安部委員の御意見は、学歴、配偶関係というお話もありましたが、今の88表で、分布が取れるようなものが必要ということでしょうか。

安部委員 そうですね。

厚生労働省上田室長 では、88表の平均所得金額のところを分布に変えるというか、表を一つ追加すると。その場合ですが、当然、カテゴリーが細分化しますと、それぞれのコマに計上される数値が細くなる場合がありますので、そういう場合は、適宜こちらの方でまとめた上でという結果表になるかと思しますので、そこは御了解いただきたいと思えます。

安部委員 よろしく申し上げます。

阿藤部会長 それでは、この集計事項につきましては、今のような若干の修正をお願いするということで、御了解いただいたということにしたいと思います。

次が「イ 心の状態に関する調査事項の集計方法」です。前回の部会で、点数を合計した結果表を平成 22 年の調査から作成すべきであるという御意見を橋本専門委員から頂きました。御意見を受けまして、厚生労働省で検討された結果を踏まえてこの答申案を作成しておりますが、まず、厚生労働省から検討結果の報告をお願いします。

厚生労働省上田室長 当初計画におきましては、現在、研究をいただいている最中でもありますので、その結論を得るまでは、点数化した結果表の作成を見送りたいと申し上げていました。しかしながら、部会において、2つの点について橋本専門委員から御指摘を頂きました。

一つは、K 6 の回答者の属性や地域別に点数化したものを分析することによって、昨今増加している自殺への対策について有益な基礎資料となるのではないかとということ、また、点数化されたものが結果表という形で公表されると、自治体や研究者等、広く一般に利用が促されるということもあるのではないかと点。

これらにつきまして、政策の担当部局とも相談した結果、点数化の一定の意義をかんがみて、平成 22 年調査より前倒しして点数化を行うこととしたいと考えます。

現時点では、結果表については2通りの表章を考えておりました。一つはそれぞれ質問項目である6項目ごとの集計、もう一つは、回答の選択肢が「いつも」「たいてい」など5つありますが、その選択肢ごとの集計。いずれも橋本専門委員からは意味がない、K 6 の本来の目的である合計点数でみなければ駄目だと御指摘を受けました。私どもとしては調査をして何も結果表章をしないという訳にはいかないもので、次善の策として行ってきた訳ですが、今回の方針の変更を踏まえ、この2通りの方法をやめて、本来の点数化の結果表のみを作ることとしたいと考えます。したがって、今までは2表あったものを合計点数の1表のみにして、すべて点数化で表すことにしたいと思います。

合計点数の表章の仕方は、0～24 点の範囲での結果となることから、5 点刻みの表章を予定しているところですが、一方で、研究者の方々は、カットオフポイントでの見方について関心があるようなので、1 表だけは1 点ごとの点数で見ることが出来る表も提供したいと考えております。それをダウンロードしていただければ、任意の点をカットオフポイントとして集計してお使いいただけるのではないかと考えております。

以上、2通りの方法で対応させていただきたいと考えております。

阿藤部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

玄田専門委員 1点だけ。可能であれば、追加の文言をお願いできないかと思ます。私もこれは大変重要な、特に自殺対策等に重要な資料になるという意義について全く同感ですが、集計結果に関しては、解釈に誤解等が生じた場合には、大きな社会的混乱が発生するおそれがあります。具体的に言えば、特定の県の、ある地域には精神障害を抱えてい

る患者さんが集中していらっしゃる地域があって、そういうことが、数字だけが流通すると、特定の地域差別とは申し上げませんが、誤解を生むことがあると思いますので、この「必要である。」の文言の下に、「ただし、心の状態、自殺等については、解釈に慎重を要するにことも多いため、地域などの区分集計については細心の注意をほどこす」ぐらいの、集計の仕方について、専門家の知見を伺うなりして、集計区分について細心の注意を促す、ほどこすことを求めるぐらいのことが部会としてはあってもいいのではないかというのが私の意見です。趣旨としては、社会的な数値の誤解を避けるために、区分について、是非細心の検討をいただきたいということです。

以上です。

阿藤部会長 今のお話は、地域区分について特に注文をつけたわけではなくて。

玄田専門委員 いえ、率直に申し上げますと、特に地域区分についての誤解を招く余地が大きいのではないかと思います。例えば、特定の地域について、この点数の高い人が偏在するということがあった場合には、どのような解釈をするのかということがあります。

橋本専門委員 恐らく、健康票の現在のサンプリングの状況から、都道府県より細かくは表章できないだろうと考えておりますが、玄田専門委員のイメージとしては、都道府県でも考えた方がいいということでしょうか。

玄田専門委員 私は微妙だと思います。都道府県での集計も大変微妙な問題だと思っています。

橋本専門委員 一つには、K6のカットオフポイントの問題も出てくるかなと思います。基本的にK6は、不安などを伴うという形にしているので、いわゆる統合障害の方というよりはDepressionの方を中心に取っている性質が強い尺度であるということと、あと、先ほど、結果表は5点おきで表章するという御説明でしたが、5点以上か以下かというのは、いわゆるSocial Distressがあるかないかということです。病気がどうかとなると、これは13点以上ということになります。御説明のとおり5点おきで切っていくと、最初が0~4、次が5~9、その次が10~14という形で、ちょうど13点ポイントのところであまり切れないところで切る形になると思います。国際標準に従って比較を行うとすると、多分、13点ポイント以上ということで行うと思います。確かに、これを都道府県レベルで行うと人数がかなり絞られますので、それは無理だと思います。

玄田専門委員 ということは、今の橋本専門委員の御説明だと、13点でカットオフするということは、集計としては考えないといけないということですね。つまり、私の理解だと、病気と判断されるようなレベルの人々がその地域に何パーセントいるとか、どのぐらいの割合を占めるという区分の仕方はしない、現実に不可能であるという御説明ですか。

橋本専門委員 先ほどの厚生労働省の方の御説明からすると、一応、全国集計で1点刻みのものは出るけれども、都道府県集計では、5点刻みで出していくという形になるかと思っています。ですから、14点以上みたいな形のカテゴリーは都道府県でも出てくる形になると思いますが、都道府県より細かい表章はまずできないし、都道府県で行った表章でも、

そういう5点単位のをどう区分するかという形になるだろうと理解しております。

玄田専門委員 心の状態に対してケアする病院というのは、全国的に均一に分布しているわけではなくて、ある程度集中しているということになると、実際に病気と判定されている方、病気の前段階の方が、通院等を考えて移動されたり、様々な共同生活をされるというケースが、実際に幾つかあって、そういうものは特定の都道府県に比較的多いような印象があります。ですから、結果だけを見たときに、言い方に気をつけなければいけません。特定の地域の人に、何かの理由で心の病気を抱える人が多いというような解釈になったりするようなことが出回ると、社会的な誤解になるのではないかという懸念を抱いているわけで、もちろん、それは専門家の方が適切な御説明をされればそういう誤解はないかもしれませんが、集計結果というのは、あらゆる方々が御覧になりますので、集計の仕方については、何か特定の地域的な偏見等につながるようなことがないような、先ほどの御説明も含めて、注意をいただければと思っているわけで、少なくとも、こういう地域別の集計を出す必要がないと言っているわけではありません。注意が必要ではないかということ、意見として述べてもいいのであれば、この部会として述べることも一つの役割かなと思ったものですから申し上げた次第です。

橋本専門委員 そういった意味では、恐らく、この表章の仕方で、玄田専門委員が御懸念の問題は多分起こらないと思います。ただ、玄田専門委員のような御懸念を抱く方は当然いらっしゃるということから、問題はないだろうけれども、そういうことに留意した議論がされているということ、この答申上に残すことは一つの作戦ではあるかなと思います。

阿藤部会長 そうすると、今ここで、すぐがいい文案があればいいのですが。

玄田専門委員 「集計区分作成については十分慎重に検討を要する」くらいで、私自身は、発言の趣旨には合致していると考えます。今、橋本専門委員がおっしゃったことで私自身は十分理解できましたので、結構です。

阿藤部会長 それでは、どういう文章にするか、趣旨は分かりましたので、私の方で受け取って、ここになお書きを付け加えるということにしたいと思います。

東京都 東京都ですが、これに関連して、厚生労働省さんに確認させていただきたいことがあります。よろしいでしょうか。

阿藤部会長 はい。

東京都 まず1点目は、この答申案の中に地域別の分析と書かれていて、これまでの委員の方々のお話を聞くと、これは都道府県別の分析というお話ですが、厚生労働省さんの方でも、この「地域別の」というのは、都道府県別のということで今お考えでしょうか。その確認と、もし、仮に都道府県別に、例えば都が独自に、調査結果をもとに集計したいという場合、関連する基礎データを都道府県に提供していただけるのか。いただけるとしたら、いつ、どのような形で提供していただけるのか。もし、お考えのところがあればお聞かせいただければと思います。

厚生労働省上田室長 最初の点ですが、点数化したものについては1表だけ都道府県別の表章を行う予定です。

それから、データをお使いになれるかどうかですが、これまでも目的外利用という形でお使いいただいていると思いますが、それと同じ形でお使いになるということになるのではないかと思います。

阿藤部会長 よろしいですか。

東京都 もし、データを提供していただけるとしたら、時期とか、具体的な形というか、例えば、それは本当の基礎データなのか、ある程度加工して集計した結果というか、そうしたものを提供していただけるのか、今のところお考えがあれば、そこも併せてお聞かせいただければと思います。

厚生労働省上田室長 提供できる時期はデータ確定をして、結果の公表後となりますので、調査してから少なくとも1年は経ってしまうことになるのだらうと考えます。提供する形については、個票でそのままお渡しすることになるのかと思います。

阿藤部会長 東京都さん、よろしいですか。

東京都 はい。

阿藤部会長 それでは、「心の状態に関する調査事項の集計方法」については、答申案の最後に、集計区分の作成について慎重に行うという文言を付けるということで御了解いただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

阿藤部会長 それでは、了承ということにいたします。

(4)になりますが、「母集団推定の方法」です。国民生活基礎調査の結果については、調査票回収率の偏りによる非標本誤差が生じていると見られることから、厚生労働省において様々な検討が行われましたが、その結果では、母集団推定の方法の工夫で、非標本誤差を縮小することは困難であるとされており、加えて、前回の部会で、委員からも、すぐに採用できるような改善策は見当たらないという見解を頂戴しましたので、母集団推定の方法そのものについては、現行の方法を継続することで適当としております。また、総務省の審査メモでは、母集団推定の方法と報告者の協力確保が別項目とされていましたが、非標本誤差の縮小には、現時点では、調査票回収率の向上に努めるほかないとされ、両者は密接な関係にあると考えられることから、審査メモでは、報告者の協力確保に記載されていた調査票回収率の向上策に関しては、こちらの項目において、なお書きで記載しております。4ページの(4)の一番下の方です。これらの調査票回収率の向上策につきましては、適当と考えられますが、平成22年というのは、ちょうど、国勢調査と国民生活基礎調査が同時に実施される年でもありますので、国勢調査と国民生活基礎調査との間でのどのような差が生じたかも含めて、これらの調査票回収率の向上策の効果を検証する必要があるということ、5ページにまたがっていますが、文末に記載しております。

以上の点で、何か御意見がありますか。

誤差という点では、私は出られなかったのですが、津谷委員が、先週の統計委員会において前回の部会の審議結果を御報告いただいたときに、統計委員会の樋口委員長から、貧困率との関係で御発言があったと聞いております。それについても少しお話を伺いたいと思います。

津谷委員 まず、ここに、「推定結果の改善にはつながらなかったことから」とありますが、これは全然つながらなかったのかなと。また、例えば、調査票回収率の偏りに関する正確な情報を得るための効果的な手段がないと言い切っているのかなと。すぐに使えるようなものはないので、当面、今のままで行うしかないという感じで書いておいた方がよいのではないかと感じます。貧困率の問題で、アメリカとそう大きな差がないくらいに、OECD（経済協力開発機構）主要国の中でも非常に高いという結果が出て、政治的にもニュースの中でも取り上げられたりしていますので、例えば、いろいろ試してみたけれども推定結果の大幅な改善にはつながらなかったということをきちんと言っておいた方がよろしいかと思いました。

特に貧困率の問題で、統計委員会の委員長から、お話があったのは、実は、サンプリングの方法がほかの調査とは違う。そのことは私も少し御説明して、よく分かっていらっしゃるのですが、偏っているのではないかという御指摘です。端的に言いますと、所得の低い層がオーバーリプレzentされている可能性があるということです。当然、母集団のゆがみというか、サンプリング方法がどれくらい妥当かということを検証するには、全数調査である国勢調査しかないわけです。ただ、国勢調査では所得を把握していませんので、完全には比べられません。

そして、ここに、回答率をとにかく向上させることしか、対応する方法はないであろうということが書いてあるわけですが、樋口委員長は、半分冗談かもしれませんが、このゆがみがあるままで、すべての所得層について同じように回答率を上げてゆがみそのまま残るであろうとおっしゃっていました。恐らく、この検討を今までに重ねてこられたと思いますが、平成22年は国勢調査と国民生活基礎調査が重なる年ですので、所得は無理にしても、ほかの属性で、今回は特に学歴が入ってまいりますし、所得とある程度関係がある属性を使って、どれくらいゆがんでいるのか。サンプルウエイトのことも含めて、現在、サンプル抽出方法についていろいろなことが言われておりますので、完璧に疑念を晴らせないにしても、どれくらい偏りがあるのか、ないのかみてるべきだと思います。ただし、所得票は福祉事務所が回収に動いていましたよね。違いましたか。

厚生労働省上田室長 福祉事務所が回収しております。

津谷委員 通常の調査では、学歴が低いほど、そして、所得が低いほど調査から漏れる傾向が一般的にあるわけですが、この調査の場合、福祉事務所から人が来たら、ふだんだったら拒否する人も答えているかもしれない。その意味では、ほかの調査でたくさん漏れていたところをこの調査では汲み上げているという可能性もありますので、水掛け論を言っても始まりませんが、今度の国勢調査との突き合わせも含めて検討してみる必要がある

のではないかと私自身思いましたし、樋口委員長も疑念を持ってお見えでした。

ということで、御報告と簡単な修正意見です。

以上です。

阿藤部会長 修正部分は、「母集団推定の方法」の何行目のところでしょうか。

津谷委員 2つ目のパラグラフの下から2行目です。「非標本誤差を縮小できないか検討を行ったが、推定結果の改善にはつながらなかったことから」を、「大幅な改善には」として、全くつながらないと断言しない形の方がいいかと。それから、あまり多くは無理だと思いますが、厚生労働省側の御努力もここに書いて、そして、その次のパラグラフの2行目でしょうか、「正確な情報を得るための効果的な手段がない」とここで断言されていますが、「すぐに採用できる適切な手段がない」というような形に変えて、そのすぐ下の行ですが、「非標本誤差の縮小することは、当面困難である」となされればと思います。決して、政治的な配慮ということではなくて、現実として、そうだと思いますので。

誤差の問題は恐らく、対応をどこかの時点でしないと、この議論が蒸し返される可能性がある。そして、一度貧困率の計算結果が出てしまったら、今度また、この大規模調査をしたときには、貧困率のもう少し詳しい状況を出せとか、いろいろな要求が出てくる可能性がありますので、数値が独り歩きしないように備えておいた方がいいと思います。実際、これは有用な情報だと思いますので。別に樋口委員長にゴマをするわけではありませんが、ついでに申し上げておきますと、どう考えても、この貧困率は高すぎるとおっしゃっていました。私は、反対に、漏れていた部分が現れてきたという可能性が、つまり、普通だったら答えられないような人が答えた可能性があって、そうすると、むしろ、こちらが正しいということもあると思いますが、これは分かりません。ただ、国勢調査で、たくさんの非回答、無回答、回答拒否が出ないということを前提に、今度、突き合わせをしてみるのがよろしいのではないかと思います。世帯単位で、ある程度ですが。

阿藤部会長 ありがとうございます。

まずは、パラグラフの2番目、3番目について、余り言い切らない方がいいと。

津谷委員 努力しないという感じに受け取られてもということで。

阿藤部会長 ということで何か所か修正案がありました。それは厚生労働省に問題があるということではなくて。

その辺は、言い切らないで、少しトーンダウンするような文案に修正するという点では、今、御意見を頂きましたし、こちらでも再度検討して、私の方に引きとらせていただきたいと思います。

後段の部分といいますが、貧困率について、この調査の結果を使った場合、高すぎる、全国消費実態調査では低いとか、そういう話は水掛け論になって、逆に言うと、全国消費実態調査の方が低所得層をつかまえていないということもあるので、どちら辺が真実なのかなかなか難しいと思いますが、これはまた一つの大きな検討課題だと思いますので、それについては特に触れませんが。

最後に申し上げた、平成 22 年が国勢調査との同一年に当たることが一つの機会なので、単身世帯の漏れの問題や、今おっしゃったような学歴による分布の違いなど、そういうことがかなり出てくれば、そこでいろいろ検討してみることができるということなので、それは是非行っていただきたいということで、その点については、「母集団推定の方法」と同時に「今後の課題」のところでもニュアンスとして触れております。

今の点はそれでよろしいですか。

津谷委員 はい、ありがとうございました。

阿藤部会長 ほかに御意見ございますか。

安部委員 今の御議論と若干関連するので、この場で発言させていただきます。

前回の部会の結果概要の 2 ページ目、「(2) 前回部会で審議できなかった論点に関する審議」のイの「報告者の協力確保」の 印の 2 つ目、「調査票回収率には、報告者の属性や地域による偏りがあるのではないか。」ということで、回答として、偏りは見られるというような議論がこの場でありました。「地域による」ということがここにあるわけですが、私はこれは統計の利用に非常にかかわる問題だと思いましたので、厚生労働省さんに大変御迷惑をおかけしつつ、地域別の回収率の状況を拝見させていただきました。それで、回収率が違うということは、回収された人が母集団に対して一定の偏りを持つ場合には、回収されたものをベースに集計された数字には偏りが出ることはよく知られています。これをサンプルセレクションバイアスというように言うこともあります。先ほどの樋口委員長のお話とも若干関連しますが、誰が答えないかということが完全にランダムであれば、回収されたものの回収率が低くても、集計されたものにバイアスは生じません。しかし、恐らくランダムではないのではないかとというのが通常持たれる疑念というわけですね。

そうしますと、例えば、分布を特定すると、バイアスの大きさが実は回収率と一定の関係にある、例えば正規分布とか、そうしたものと、一定の仮定の下でバイアスの程度がどのくらいになるかということを経験的式がありまして、それはもとの分布の分散にも依存しますが、回収率にも依存すると。最近の、私が知る限りの研究ですと、例えば回収率のようなものがこの値であれば、真の集計値の値はこの範囲にくるというバウンドのようなものを計算するという統計的手法についても研究が発達してきておりまして、私が知る範囲では、東京大学の市村英彦先生、一橋大学の川口大司先生、名古屋大学の臼井恵美子先生というような方々が、このバウンドアナリシスというものをを用いて分析をされています。

何が言いたいかというと、この回収率の数字ですが、全国平均の数字は報告書から見ることができます。しかし、地域別のということになりますと、これは大変難しい。例えば都道府県別の回収率は、もちろん厚生労働省さんは数字はお持ちですが、これは情報公開法で請求しても出ないものだそうです。出ない理由は私も理解できません。しかし、研究をするといいますが、あるいは、それ以前の段階として、例えば都道府県別の集計結果を解釈するというだけでも、さっきのセレクションバイアスがどのくらいかということ

頭に入れながら解釈する必要が、根本的にはあるのではないかとあります。そういう意味では、回収率の地域差が、私が拝見させていただいたところ、研究者の目から見て、このくらいなら無視しても大丈夫だと考えるレベルではないのではないかとありますが、私の個人的な理解です。

そういたしますと、例えば以下のようなことが考えられないかと思ったのですが、確かに個別都道府県別というのは問題があるかもしれない。それでは、幾つかの県をまとめて、例えば東北の県を何県かまとめて、そこでの回収率を計算することができて、これだったら個別の県という意味での問題はないので、開示可能ではないかと考えました。個別の県の回収率を情報公開法等で請求しても非開示ということですが、幾つかプールしたところならば開示していただけるということがあるのかなと考えました。しかし、そういう数字は集計していないから存在しないという理由で、情報公開法を使っても、開示できないという結果になるそうです。

研究をするときに、もちろん個別レベルの回収率があった方がいいのですが、もしかしたら幾つかの県をまとめたような形で、ないよりはあった方が結果の解釈が正確にできるというケースも出てくるのではないかと私は考えました。そういうことから、結果の利用をより充実させるという観点と、個別の数字は開示できないということとの一種のバランスをとるという観点から考えたのは、例えば回収率のオーダーメイド集計はできないだろうか。つまり、オーダーメイド集計というのは、今、国勢調査などで行っていると思いますが、国勢調査の結果表に出てこない集計の様式を、個別研究者等の要望により集計するということです。同じように、回収率をオーダーメイドで集計する。オーダーメイドで集計することの意味は、こういう場合は、都道府県があれば、その加重平均をとることがいいのではないかと思います。そのウエイトを何らかの調査から取ってくるなり、あるいは、オーダーメイドでオーダーする方から提供するなりという形でできないものかと考えました。

先ほど、都道府県別の集計をK6の方ですというような話がありましたが、そういう結果も、実は、回収率が都道府県によって違ふようになりますと、それを考慮した上で集計値を解釈する必要が出てくる可能性もあります。こうした点、すぐというわけではありませぬし、今回の答申に関してということではないかもしれませんが、今後の課題の一つとして、やはりこの統計調査を信頼できる形で利用していただくという意味からは、私の観点からですが、重要かと思しますので、発言させていただきました。

以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。

回収率の数字をどこまで出せるかという話ですが、これについてはいかがでしょうか。

厚生労働省上田室長 回収率は、都道府県あるいは指定都市別に大変な違いがありまして、私どもは、都道府県等への法定受託事務としてこれをお願いしています。本日は東京都と神奈川県の方がおいでになっていますが、全国すべての都道府県等において大変な努

力をしていただいています。国勢調査ほどではありませんが、大規模年で五千何百人もの調査員を集めております。でも、例えば、所得票などは国勢調査とは比べ物にならないくらいの労力を調査員の方々におかけして調査に当たってもらっています。ですから、変な言い方ですが、所得票の調査に携わった調査員さんは、あんな調査はもうやりたくないと言う方が多くいらっしゃいます。

そういう中で、調査員さんがいくらがんばっても、回収できない世帯もあります。それは、やはり大都市と田舎では差がありますし、結果的に、都道府県ごとの差もあります。

なぜ、都道府県別の回収率を私どもが外に出さないかといいますと、例えば、がんばっていただいて9割の回収率を確保している都道府県の方が、5割の回収率の結果を見た場合に、これでもいいんですかとか、あるいは、調査員さんが本当になんかがんばっていただいているのに、私はあれだけがんばって調査票を集めているのに、なんだ、集めなくてもいいのかというようなマイナスの効果があることを懸念するわけです。それは、調査員さんには皆さんががんばっていただいています、相手によって、できる、できないというのはとても差があります。東京のある地域では、保健所の職員や福祉事務所の職員が行っても調査票が回収できないというようなことがあります。田舎だと比較的スムーズに集まるので、8割、9割は集まるというような状況があります。私どもとしては、そういうものは公表したくない。要するに、低いレベルへどんどん落ちていくことを心配しています。全体の傾向として、回収率は落ちてきていますが、それを加速させるようなことはできるだけしたくないので、回収率の数字はお出ししたくありません。

けれども、私どもは報告書の中に、主な調査項目ごとに標準誤差率をプロットしたものを用意しておりますので、推計世帯の標準誤差率を平均的に評価するために傾向線を引いて御覧いただけるようにしています。ほかにも誤差率は何十項目か出していますが、都道府県別の世帯数の標準誤差率も都道府県別に出していますので、ほかの項目の誤差についても、概ねの目安としてこれで考えてくださいという形で私どもは提供しています。

ですから、できればそういうことで、これまでどおりの御対応をお願いしたいと。回収率自体を、都道府県別のものをそのまま外に出すことは、私どもとしてはできかねると考えております。

阿藤部会長 その回収率も、オーダーメイド集計についても同じですか。

厚生労働省上田室長 はい。そこは、同じ理由で、できません。御研究ですから、どのような形で外に出るかということが分かりませんので、そこは御希望には添いかねますというお答えしかできないと思います。

阿藤部会長 東京都さん、神奈川県さん、いかがですか。

神奈川県 都道府県ごとの数字が、本来の研究目的で使われるのであればいいのですが、その数字が、先ほどのように別の意味を持って独り歩きしてしまうような可能性がないとは言えないと危惧するところがあります。

それと、都道府県ごとに比較することにそもそも意味があるのかどうか。例えば、農

村部とか都市部とか、都道府県の垣根ではなくて、人口密度何人以下のところを農村部として捉えて、その回収率が幾らとか、そういう形での数字であれば、数字として有用かもしれない。これは個人的な考えですが。ただ、都道府県ごととなると、都道府県ごとの回収率が役に立つのかなというところも心配なところがありました。

まとまりがなくすみません。そんな感想を持ちました。

阿藤部会長 今のところでは、研究者側から見て、回収率に地域差があるような場合に、そういうものを簡単に比較していいのかどうかというような、研究者側からの要望と、もう一方では、回収率そのものが表に出ると、そのことがイメージダウンといえますか、府県間の、悪い方へ足を引っ張ってしまうことにもつながりかねないと。これは実際上の大きな問題があるわけですね。ですから、事実上なかなかしにくいと。

東京都さん、何かありますか。

東京都 東京都も、今の神奈川県さんの見解と大体同じですが、当然、それぞれの地域によって差があるので、回収率が異なるということで単純には比較できないだろうと考えています。

どうしても何かの研究等で使いたいということであれば、本当の参考ということを使うのもやむを得ないのかなという感じがしますが、当然、使うに当たっては十分な配慮が必要かなと思います。

安部委員 オーダーメイド集計ということを申し上げた意味は、例えば、そのオーダーメイドをするときには、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の平均値を、平均値は単純に取れないので、人口ないし世帯数などでウェイト付けをします。例えば、東京都の世帯数、神奈川県の世帯数については推計値はいろいろありますから、それを使うことが可能と思います。そして、個別の県の情報は出ないようにして、もちろん、それが出ると、例えば北海道などはどうするか、実際には難しいようなことがあります。個別の情報が出るようなことでも、研究レベルでは、それでもあった方がいいというケースもあるのではないかと思います。もちろん、研究者によっては、そんなオーダーメイドレベルでは自分の研究はできないとおっしゃる方もいるかもしれませんが、せめてその辺りまでできるようにすることが、すぐには無理かもしれませんが、長期的にはできないものかと。

なぜこういうことを申し上げるかということ、回収率の地域差があるけれども分析をするに当たりその情報が使えないと思ったら、このデータは使えないと思ってしまう研究者が増えてしまう可能性があるかもしれません。このデータが使えないとなると、ほかのデータに行くか、あるいは、日本のデータは信頼できないから、研究をするのは外国のデータだとか、そういうことを考える人が出てこないとは言えないし、私が拝見する限りでは、そういう傾向も若干あるような気さえしているくらいです。そうしますと、日本の直面する問題を、例えば経済学の知見を利用して考えるということから、研究者が離れていく傾向を助長しかねないということがあります。ですから、存在する資源である収集したデータは、かなりのところ利便性を図っていただく、正確な分析ができる形に、最大限、

もちろん何もかもというわけではありませんが、現在よりは進めていただく方向を考えた方が、全体としてはいいのではないかと私自身は考えます。

津谷委員 私は、ここのところ、わりといろいろな調査の責任者をさせていただいておりました、阿藤部会長と御一緒に研究をさせていただいたりして、国際的に同じ調査票を使って、大規模な全国調査を行ってデータを取ろうと。そして、データを国際的に比較できるように共有しましょうというプロジェクトにも参加させていただいております。

その経験からすると、とにかく調査環境は非常に悪くなっております。アメリカは市場化の牙城ですが、アメリカも連邦のセンサス局が、日本で言う国勢調査を実施しております。90年のアメリカの人口センサスは、向こうは政治的に一人一票の重みは変わりませんので、下院議員の州による数がこれによって分配されまして、連邦からのいろいろな補助金も全部それで分けられるという、ある意味で政治経済的な意味が大きいものですが、回収率は65パーセントに届きませんでした。65パーセント弱でした。そうすると、3分の1漏れている。そういうことに莫大な国家予算をかける必要があるのかという疑念も出てまいりまして、2000年はたしか63パーセントくらいがターゲットだったと思いますが、とにかく達していなかった。ということは、6割ですね。アメリカが国家をかけてがんばっても。

いろいろ政治的な問題はあるにしても、ジェネレーションズ&ジェンダーサーベイを阿藤部会長と一緒にさせていただいたもので、日本はその当時大体65パーセント、7割には絶対に届きません。今は60パーセントが非常に厳しい。政府の統計調査でも、8割、9割などということは望むべくもない。そのときに、隣にスイスの地方統計局の人がいました。スイスは国の成り立ちが違いますが、私どもが6割5分は無理かもなどと言いましたら。調査の直後でしたので。そうしたら、パッと手を挙げて、6割なんて夢のまた夢。スイスなんか3割だと。6割なんかになったら、私たちは喜びでひっくり返ると言っていました。

3割では、統計としての意味をなさない。ただ、6割ということが国際的に、先ほどのほかの国のデータでも、発展途上国は恐らく別だと思いますが、発展途上国でも難しくなっております。タイで全国調査をしましたが、やはり都市部は、バンコクなどは日本の大都市と変わらない、行っても開けてくれないですし、オートロックは増えておりますし、回答拒否です。ですから、非常に難しくなっている。でも、ある意味で、そうであるがゆえに、だから調査をしない方がいいという議論に結びつくことを私は大変に危惧しております。極端なことを言えば、スイスは3割でも実施するわけですから。ただし、当然ですが、代表性やデータのクオリティについては難しい問題が出てくる。でも、それが嫌だったら全員に同じIDを振って、それで全部いろいろな行政のリンケージをしていく。でも、1億2,800万人の総番号制は大変難しいという状況ではないかと思っております。

以上です。

阿藤部会長 ということで、調査環境は世界的に厳しいということと、特に日本では近年、非常に低下していると。その点で出てきた結果についての指標の妥当性等について、

いろいろな面で疑念が生じたりしているという状況は共通認識としてあると思います。

先ほどの、安部委員からの具体的提案で、県単位ではなく、例えばブロック単位でそういうものを出すというお話がありました。それはもちろん、研究者のオーダーメイド集計としてそういうものに依頼するという具体的提案がありましたが、これについてはいかがですか。

厚生労働省上田室長 オーダーメイド集計の御依頼があったときに考えるのかなと思いますが、決して私どもは先生方の御研究にあれこれ申し上げる気はないのですが、例えば、今、国民生活基礎調査について、所得票の標本の拡充をしてはどうかということが基本計画の中に書かれています。

都道府県にいろいろ問い合わせをしたわけですが、都道府県自身がどのように所得票をお使いになりたいのでしょうかということをお尋ねしました。東京都さんなどは、役に立てる以前に調査員を確保できないのでそれは無理ですということをお答えいただいたのですが、例えば埼玉県は、要するに、埼玉県の地域特性として、県南があって、県央があって、県北があると。ですから、所得のデータを有効に使おうと思うと、県南で分析をして、県央で分析をして、県北で分析をする。あるいは、福島県は、御存知のとおり、会津若松があって、中通りがあって、浜通りがあるという形です。要するに、そういう地域性がそれぞれの都道府県によって違うので、所得票の拡充をどのようにして県別表章をしましょうかといったときに、県別表章ではだめです、そういうふうに3つくらいに分けないとだめですと。それぞれの地域特性あるいは経済特性で分けないと、自分たちはデータを使えないとおっしゃったんです。

ですから、私どもとしては、この調査を発足させるときに、世帯票レベルでは目標精度を作りました。それは、世帯の推定を行うときに、それぞれ都道府県別の世帯の推定を行うときに、目標精度を2～3パーセントのところに置きますということで精度設計をしたわけですが、所得票については、世帯票を行って、そこから更に抽出して調査を行います、達成精度を見ると、全国表章で概ね5パーセントに収まっています。

ですから、ブロック別で回収率を出すというのは、そもそも私どもの調査設計とは相反したところがありますし、現時点で、例えば、所得票の拡充等を検討しており、どういう形で県レベルの表章をしましょうかといった状況の中で、御研究とはいえ、ブロック別で回収率を出す意義を私自身まだ認められないというところがあります。私どもがオーダーメイド集計を行うのは匿名化の後とスケジュールを組んでおりまして、匿名化をするのが早くても平成22年ですので、オーダーメイド集計については、早ければ平成23年、遅ければ平成24年以降ということになるかと思いますので、調査の設計等々も見合わせた上で、ものすごく長期になって考えるのかなという気がしております。現時点で、オーダーメイド集計でこういうものを出せるかということになると、分かりませんが、今のところはお出しできないということしかお答えできません。すみません。

阿藤部会長 ありがとうございます。

総務省浜東調査官 すみません。言葉の遣い方だけですが、統計法上、「オーダーメイド集計」というのは、あくまでも調査票情報、つまり、調査として回答された事項の二次利用の一類型を意味するものであり、回収率は「オーダーメイド集計」の対象にはなりません。

ですから、ただ今の御議論で、調査票回収率のデータに関して「オーダーメイド集計」と言われているのは、一般的な用語として、依頼を受けて個別に集計作業を行うことの意味で使われていると理解しますが、議事録の関係もありますので、念のため、発言させていただきます。

阿藤部会長 回収率は、統計法でいう「オーダーメイド集計」の対象にはならないということですね。

安部委員 オーダーメイドというのと、回収率をオーダーにより集計するとか、そんな意味だけで申し上げたので、正確ではないと言われれば、そのとおりだと思います。

阿藤部会長 ということで、これは調査の実施側と研究者との間で、今の段階では、なかなか合意案が出てきにくいのですが、

どうぞ。

橋本専門委員 今お話になられていた、いわゆる非標本誤差によるバイアスの取扱いの問題は、これは何も国民生活基礎調査に限らず、ありとあらゆる統計調査が現在、世界的に直面している危機的問題であることは既に共有されているという現実があります。

その上で、この問題の取扱いに関しては、恐らく今後の課題的な話になるのかなと。基本的に、どのようにして回収率を上げるのかという努力はもちろん重要だと思いますが、昨今の環境を考えると、それだけで解決を図るのは非現実的であろうと。そうであれば、例えば、先ほど安部委員が取り上げられたように、セレクションモデルのような形で推計誤差を少し補正してあげるといった新しい手法の取組なども、今後、検討に挙がっていいだろうと。そうした意味では、一つの事例として、市町村の死亡率の統計なども、以前はFrequentist な形で行っていましたが、それだと市町村レベルでは誤差が大きすぎるということで、現在はほとんどEmpirical Bayesianを使うようになったというように、途中で手法の切り換えがあったということが前例としてもありますので、今後は、そういう調査及びサンプリングの形態と併せて、そういう集計のための統計的な技術の検討も今後は含めていくべきという形でこの問題を捉えていけばいいのではないかと感じました。

阿藤部会長 具体的な御提案でした。

津谷委員 橋本専門委員の御意見に付け加えます。

日本で、通常、個人ベースの調査をするときによく使われるのが住民基本台帳の記録です。住民基本台帳というのは、ノンレスポンスの分析ができる数少ないものです。つまり、答えなかった人も、年齢と性別と居住地は分かるわけです。例えば、アメリカなどは、特に日本でいう地方自治体の届出統計調査が不備で、州によっても非常に大きく違いますが、橋本専門委員もよく御存知のように、Health Statisticsなども、州によってはめっちゃめち

やで、集計も、お金がないといってしない。カリフォルニアがガサッと落ちる、人口の8分の1が落ちるといふこともあります。

そこで、日本で言う人口動態調査に当たる Current Population Survey というものを2～3年に1回行うなど、いろいろなことをしていますが、それにしても、ノンレスポンスの、つまり答えなかった人の分析が十分にできません。ソーシャルセキュリティナンバーはありますが、それは簡単には使えませんし、納税記録もそれと結び付けられますが、裁判が起こってしまいますので、そう簡単にはできない。

それに対して日本は、少なくとも、公的機関は、答えなかった人のベーシックな情報がありますので、それを使って、ノンレスポンスの分析という、当然、回答率を上げていく努力は本当に一生懸命にしないとイケないと思いますが、そのほかに、この情報をもっと使って、先ほどの Bayesian のモデルもありますが、もう少し勉強会、検討会、プロジェクトをして、外国の方の数理統計学者なども、こういうことのサンプリングの誤差その他いろいろなことでノンレスポンスの分析を多くなさっている方がいらっしゃいますので、それになり費用とマンパワーをかけて、これは行ってみる価値があるかと思ひます。なぜかという、すべての公的な調査だけではなく、ほとんどすべての、たとえ確率サンプルを抽出しても難しくなつてきておりますので、これも6割を切つて5割に近づいてくるとなつてくると、統計情報の価値と信頼性、有用性自体が疑われることになるといけませんので、そういうことを再度行う必要が必ずあるかと思ひます。

阿藤部会長 縦断調査の関係で、国立社会保障・人口問題研究所の方が研究をされてましたね。

津谷委員 あれは、縦断調査で、回を重ねるにつれての落ち方が問題ですが、こちらはそうではなくて、もともとのサンプルの抽出のお話です。

阿藤部会長 そうすると、今の御意見は、この国民生活基礎調査でという意味ではなくて、もう少し一般論ですか。

津谷委員 そういう意味では、これはサンプルが違いますので。

阿藤部会長 ただ、橋本専門委員の御意見は、回収率の向上を図ることはもちろんだけど、それが社会情勢上難しくなつてきているということも踏まえて、集計のための統計的モデルのようなものの研究を併せて進めていく必要があるのではないかと、他の分野ではそういうこともされているという御意見でした。これについて、どう書くかは別ですが、そういう努力をするとかいう形でいかがでしょうか。

厚生労働省上田室長 この答申案にも書かれておりますが、平成22年の国勢調査とぶつかりますので、当然、そこで差が如実に表れるかと思ひますので、調査票回収率の向上の効果も含めて研究をする中で、どこまでになるか分かりませんし、サンプリングまで行くのか分かりませんが、それも今回、研究の対象になっておりますので、それは引き続いてずっと研究してまいる予定です。

岩崎専門委員 不完全データ解析の専門家ですが、やはり、ここ10年くらいで、だいぶ

統計理論的にも整理されてきています。今、話を聞いていますと、やはりデータを出せないというくらいだったら、少なくとも内部でできることはきちんとする。それで、出せる部分だけは出す。それで外部的な評価にゆだねることが大事ではないかと思います。

こうした国民生活基礎調査のような大がかりなものについて、個別にバイアスの公開は多分できないと思います。ですので、こうしたことは、表に出るデータではできないけれども、内部の人は、できることはできるし、そうしたところは是非研究されて、少なくとも、ある程度事後的な調整はできるので、それでできることはするというスタンスでお願いします。

厚生労働省上田室長 はい。

阿藤部会長 御意見を伺いまして、つまり、今の話は「今後の課題」になりましょうか。あるいは、その前の「母集団推定の方法」の最後になるのか。今の文章でも読めないことはありませんが、御指摘のあった集計のための統計的モデルということまで書くかどうかは別にしても、非標本誤差の分析とか、そういうことを含んだような言葉を付け加えるということで、やや具体的に書くことは可能ですね。

厚生労働省上田室長 「今後の課題」のところで、調査方法や非標本誤差の評価というか、そういう文言を付け加えていただいて何ら構わないと思いますし、私ども、もともと行うつもりでしたので。

阿藤部会長 分かりました。それでは、そのところは、「今後の課題」の「調査方法等」の後くらいのところですね。非標本誤差の問題についての研究を進めるというニュアンスのことを付け加えたいと思います。

ということで、この辺で議論を収めたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

阿藤部会長 それでは、御了解いただいたということにしたいと存じます。

現在の答申案で「理由等」に記載している事項は以上ですが、これらのほかに、この「理由等」に記載すべきことなどがありましたら御意見をお願いしたいと思います。

安部委員 これは私が厚生労働省さんに何度か申し上げたことですが、昨今の雇用情勢や失業率の水準等を考えまして、この調査は非常に大規模だということもありますし、雇用と貧困、あるいは、雇用保険の話、雇用保険がどのような機能を持っているかということを検証する目的に使うことはできないかなと思ったのですが、結果として、出てきた調査票で、雇用保険への加入、あるいは、雇用保険からどれだけ給付を受け取っているかといったことは調査できないということになりました。

これはこういう場で議論する話でないのかも分かりませんが、議論に参加していただいて、昨今の経済情勢、政策上の必要性、他の統計とのバランスなどを考えて、少なくとも私自身が統計上の重要性が高いと思うようなことがこの調査では調査できないということを感じました。

要するに、諮問という手続きでは、かなり出来上がったものに対して、それを議論する。

しかも、どちらかという審査メモを中心に議論するということで、そうすると、そういう審査メモにたまたま載らなかった話題は議論しづらい。できないことではないかもしれませんが、実際問題として議論しづらい。全体的な問題として、こういう場に出てくる前の段階で、どういう形でいろいろなニーズを汲み上げるのがいいのかという問題が、この調査の問題というわけではなく一般論としてですが、あるのかなと思いました。私は新参者ですので、そういう感想を持ちました。

以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。これは、審議の回数の問題とか、そういう物理的な問題、制約などがあって、いろいろな御意見はすべて議論し尽くすことは大変難しいということがどうしてもあります。

もちろん、問題提起いただいたようなことは重要で、ここでできないことも親委員会の方で、特に安部委員は親委員会の委員でいらっしゃるから、その場で、特に基本計画部会ですか、そういうところで、雇用と貧困、あるいは雇用と給付等について、世帯調査で捉えるものが必要ではないかという御意見も発言いただければ、もう少し実りある議論ができるのではないかと思います。

ということで、一応これはお聞きしたということで収めたいと思います。

ほかに何かございますか。

よろしいですか。それでは、そういうことで御了解いただいたことにいたします。

最後に「今後の課題」がありまして、これは先ほどの(4)の「母集団推定の方法」の後の方と関連していますので、繰り返しの部分があるように思いますが、厚生労働省は、非標本誤差の縮小に向けた調査票回収率の向上のために、今回、所得票の自計化方式の手続きをとることにしていると。当面、これらの措置の効果を見守ることが適当だと思えますが、結果的に、これらの措置が効果を上げなかった場合、次回の大規模調査である平成25年の調査を行う際に、調査方法等の見直しを検討する必要があるということを経後の課題として記しております。

これについてはよろしいでしょうか。

(異議なし)

阿藤部会長 それでは、この部分については了承していただいたと思います。

最後になりますが、1ページ目に戻っていただきまして、ただ今、2及び3の「今後の課題」まで、一応用意された答申案の中身について御了解いただいたことを前提にした上で、この答申案全体の承認の適否ということが一番上に書いてあります。

ということで、これについて承認して差し支えないということで御異議ございますか。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 それでは、御異議なしということで、了解とさせていただきたいと思いません。

もちろん、議論の中で出ましたいろいろな修正等については、私の方でしかるべく対応させていただきます。書いたものは、もう一度お手元に修正版として届けますが、一応、御一任いただくということで御了解願いたいと思います。

それでは、了承いただきました答申案は、今申しました所要の修正の後で、来年の1月25日に開催予定の統計委員会に提出し、今回の部会の結果概要と併せて私から報告いたします。

本部会における国民生活基礎調査の変更についての審議は、3回の部会がありましたが、本日をもって終了となります。11月の初旬から3回にわたって皆様に審議いただいた結果、本日、何とか答申案を取りまとめることができました。各委員をはじめ、御参加いただいた皆様に、本部会の部会長として厚く御礼申し上げます。

それでは、閉会といたします。

ありがとうございました。